江南広報

発行所　江南村役場
発行人　松本芳治
印刷所　秀英舎印刷

住民登録による人口のうごき
（39.10.1）

人口	7,636
男	3,777
女	3,859
世帯数	1,430

十一月のメモ

一日　自衛隊記念日
　　狩猟解禁
三日　文化の日
四日　ユネスコ憲章記念日
八日　国際身体障害者スポーツ大会（十四日まで）
十日　愛の血液たすけあい運動（十六日まで）
十一日　精神衛生普及運動
　　世界平和記念日
十二日　年賀はがきの発売
十五日　七五三
二十一日　全国里親大会（大宮市商工会館で二十二日まで）
二十三日　勤労感謝の日
二十六日　火災予防週間

第三回臨時議会

三十八年度決算認定さる

役場庁舎請負契約も承認

第三回臨時議会は、十月二十二日午前九時より本村役場会議室において開会され、村長から提出された議案は、昭和三十八年度一般会計歳入歳出決算の認定など、重要議案二十一件にものぼりましたが、いずれも原案どおり議決承認されました。そのおもな議案についてお知らせいたします。

昭和三十八年度、江南村一般会計歳入歳出決算の認定

馬場監査委員の監査報告に続き村長より、昭和三十八年度一般会計について次つぎのような報告があり、原案どおり認定されました。

【事業報告大要】

三十八年度事業については、当初に予定いたしました六千三百九十一万余円で事業を行なってまいりましたが、役場費では、これまで使用していた古い村長用自動車を廃し、村民との連絡を密にするために新しく公報車を購入し、また出張所の耐火書庫も購入いたしました。

役場庁舎の建築については、併当初からの念願でしたが、村民の世論を調査いたしましたところ、建築することに賛成が得られました。税務関係については、納税意欲を高揚するため納税組合の育成強化につとめ、開発関係では、県村長より、昭和三十八年度一般会計について次つぎのような報告があり、原案どおり認定されました。

【事業報告大要】

三十八年度事業については、当初に予定いたしました六千三百九十一万余円で事業を行なってまいりましたが、役場費では、これまで使用していた古い村長用自動車を廃し、村民との連絡を密にするために新しく公報車を購入し、また出張所の耐火書庫も購入いたしました。

役場庁舎の建築については、併当初からの念願でしたが、村民の世論を調査いたしましたところ、建築することに賛成が得られました。税務関係については、納税意欲を高揚するため納税組合の育成強化につとめ、開発関係では、県道熊谷一玉川線の道路工事も、村から負担金を出して野原地内の橋梁を改修することができました。

教育面では、南小学校の給食室の完成と北小学校校舎塗装を完成し、厚生関係では福祉事業に特に力を入れてまいりました。

産業経済費では、農業施設事業を重点にいたし、商業関係については会の育成強化につとめてまいりました。なお、教育資金の返済等も今年で全部完了いたしました。一部では今年度会計が赤字になるような世論もありましたが、幸いにして予定を上回る九百五十余万円の繰越ができました。

このような結果が得られましたことは、皆さんのご協力による賜であり、深く感謝しております。

小川県道もまもなく着工されることとなっております。このほか、馬場監査委員の監査報告に続き村長より、昭和三十八年度一般会計について次つぎのような報告があり、原案どおり認定されました。

昭和三十八年度、江南村一般会計歳入歳出決算の認定

馬場監査委員の監査報告に続き村長より、昭和三十八年度一般会計について次つぎのような報告があり、原案どおり認定されました。

【事業報告大要】

三十八年度事業については、当初に予定いたしました六千三百九十一万余円で事業を行なってまいりましたが、役場費では、これまで使用していた古い村長用自動車を廃し、村民との連絡を密にするために新しく公報車を購入し、また出張所の耐火書庫も購入いたしました。

役場庁舎の建築については、併当初からの念願でしたが、村民の世論を調査いたしましたところ、建築することに賛成が得られました。税務関係については、納税意欲を高揚するため納税組合の育成強化につとめ、開発関係では、県道熊谷一玉川線の道路工事も、村から負担金を出して野原地内の橋梁を改修することができました。

教育面では、南小学校の給食室の完成と北小学校校舎塗装を完成し、厚生関係では福祉事業に特に力を入れてまいりました。

産業経済費では、農業施設事業を重点にいたし、商業関係については会の育成強化につとめてまいりました。なお、教育資金の返済等も今年で全部完了いたしました。一部では今年度会計が赤字になるような世論もありましたが、幸いにして予定を上回る九百五十余万円の繰越ができました。

このような結果が得られましたことは、皆さんのご協力による賜であり、深く感謝しております。

昭和三十八年度、国民健康保険特別会計決算の認定

歳入合計一七、三一九、一四六円
歳出合計一〇、八一七、四四八円

簡易水道特別会計決算の認定

歳入合計二二、五三四、五九四円
歳出合計　九、九三〇、八五一円

翌年度繰越一、六〇三、七四二円

役場庁舎建築請負契約の承認

役場庁舎については、さる、五月八日の議会で二カ年継続事業として建築することに決定しておりました。

翌年度繰越六、四九一、六九八円

つぎに一般会計歳入歳出決算をグラフによりお知らせします。

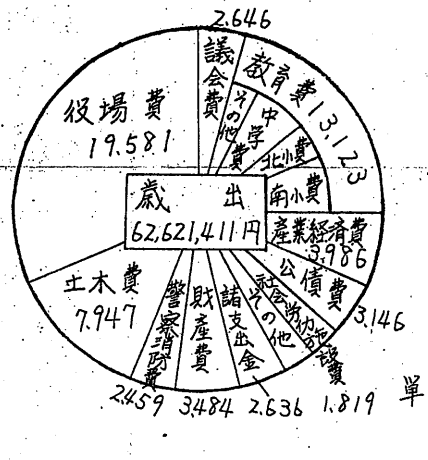

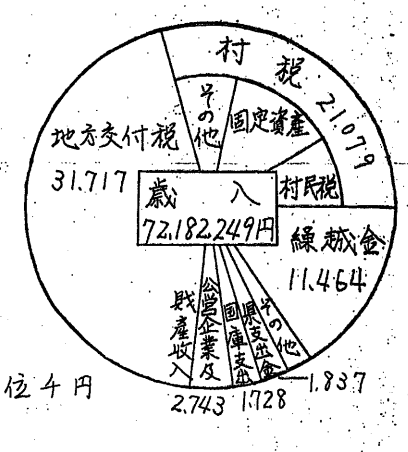

単位ヶ円

名誉村民

松本明治翁逝去

名誉村民松本明治翁は、本年五月以来病気のため療養中でしたが九月十四日午前十時十分、ついに七十四才の高令をもって永眠されました。

翁は、明治二十二年九月二十六日、本村御正新田に生まれ、早稲田大学経済学部を卒業後、御正村村長二期、御正村農会長一期、御正農協組合長一期、御正村議員一期、江南村議員一期、江南村教育委員四期、（この間委員長四回）など広範にわたり歴任され数々の功績を残されました。

特に、御正村長に在職中は、村民の福祉、村財政の確立、村政の円満なる運営について極めて努力され、村長退職後は村の元老として歴代の村長に助言指導を与え、村政に協力明るい村づくりに貢献されました。

中学校統合については、校地が開拓地であったため、その手続きなど幾多の困難な問題がありましたが、当時教育委員長をしておられた翁は、文部省、大蔵省、農林省へ何回となく出向かれ、校地の取得に成功、他村に先がけて統合中学校の実現をみたのは、まだ、わたくしたちの記憶に生々しく残っております。

また、最近では、県立農業高校教育センター誘致にあたり、自ら率先して二ヘクタール（一町歩）の土地を心よく提供され、他の地主にも交渉、行きづまっていた土地買収に明るい光をあたえてくださいました。

村では、これら数々の功績にたいし名誉村民としての称号を送り翁の遺徳をたたえるため、昭和三十九年九月二十三日、江南中学校体育館において、しめやかな村葬を行ないました。

当日は、鴨田代議士をはじめ、各界の名士多数が参列し、幅広いご活躍をされたあり日の翁の人徳をしのばせるものがありました。

なお、同翁には昭和二十一年いらい御正村長、江南村議員として地方自治の発展につくした功績が認められ、政府より木杯一組が交付きを賜わることに十月十四日の閣議で決定いたしました。

教育委員改選

教育長には小島氏再任

江南村教育委員会では、九月十三日退職の松本明治前委員長、および、九月三十日で任期満了となった井上委員、小島教育長の後任として、大字小江川の野口理一氏と御正新田、橋本広安氏が決定、小島孫一氏は再任されました。

また、十月八日招集された教育委員会において、教育委員長には吉田竹次郎氏、委員長代理に塚田永蔵氏、教育長には小島孫一氏がそれぞれ決定いたしました。

新しく委員になられたかたがたをつぎに紹介いたします。

小江川一、三七九　野口理一氏

略歴　県立熊谷農学校卒業

御正新田一七二　橋本広安氏

略歴　県立熊谷農学校卒業
御正村役場書記、御正堰用水路土地改良区理事、御正新田区長、現在江南村農業委員、江南村政指導委員、江南村公平委員

江南村農業委員三期、小原農協共済医事四期、江南村教育委員一期、現在小江川区長

監査委員の選任

監査委員杉田弥平氏の退職によりましたが、ここに熊谷市の江田組より、後任としてつぎのかたを選任と請負契約を行ないましたので、その承認が得られました。

非常勤消防団員に係る退職報償金の支給条例

これは新しくできた条例で、本年四月一日以後に、十五年以上勤続して退職した消防団員に対し、階級に応じてつぎの退職報償金を支給することになりました。

階級＼年数	勤務年数 15～20年	20～25年	25年以上
団長	5万円	6万円	7万円
副団長	4万円	5万円	6万円
分団長	3.5万円	4.5万円	5.5万円
副班長			
団員	3万円	4万円	5万円

村民球技大会

11月22日

江南村体育協会では、きたる、十一月二十二日（雨天順延）に、村民球技大会を行なうことになりました。種目は野球、卓球、庭球バレーの四種目です。

参加資格は村内居住者となっておりますのでよろしくご参加ください。申し込み締切り日は十一月十日ですが、そのほかくわしいことはお近くの役員または役場へ直接おたずねください。

名誉村民の承認

本村名誉村民条例に基づいて、大字御正新田五七六番地、故松本明治氏を名誉村民とすることに同意が得られました。

北部地区簡易水道建設請負契約の承認

広報第三十号でお知らせしました北部地区水道敷設について、さる八月二十五日に東京都の昭和水道土木株式会社と請負契約をむすびましたので、その承認が得られました。

村水道事業給水条例一部改正

いままで暫定的に徴収されていた工場用などの専用給水料金を、下表のとおり定めました。各家庭での使用料金はいままでとおり変わりません。

村有土地売却処分の承認

左の村有土地を、県立農業高校教育センター敷地として、埼玉県へ六十七万三千五百円（反当四十五万円）で売却処分しましたので、その承認が得られました。

村有土地
大字御正新田向原一三、八〇の一
原野　一反四畝　二十九歩

国民年金委員設置条例

国民年金制度の趣旨の徹底と、運営を円滑に行なうため、新しく年金委員を設置することになりました。これは、各区に一～二名の委員を村長が委嘱しご協力をお願いすることになりました。

衛生委員設置条例

伝染病予防法に基いて、各区に衛生委員を設置しました。事実上は各区とも現在衛生委員がおり、いろいろとお骨折りいただいておりますが、本条例に定められていなかったため、ここに新しく条例を設置したものです。

委員の任命は村長が行ない、任期は一年ですが任務はこれまでと同様、伝染病流行または流行の恐れのあるときは、村長の指示に従って予防施策を行ない、平素、ねずみ、昆虫などの駆除や環境衛生指導、消毒の実施などを行なっていただくものです。

三十九年度一般会計補正予算認定

県道熊谷～玉川線地元負担金、熊谷一富田線改良事業負担金、簡易水道特別会計繰出金、及び北小学校校舎塗装費、幼稚園員の購入費などにあてるため新たに七百七十二万一千円を追加し、三十九年度一般会計予算総額を八十六百五十五万七千円に補正いたしました。

村行政区設置条例の一部改正

区長及び区長代理者を選ぶ場合は、地区の皆さんの意見を尊重した上で、村長がこれを任命することになりました。

支所設置条例廃止

支所設置条例を廃止して村長が適当な時期をみて小原支所を廃止事務能率の向上と合理化をはかることになりました。

料金＼種類	基本料金 水量	基本料金 料金	超過料金（1立方メートルにつき）
官公署学校その他これに準ずるもの	30	600円	25円
療養所	1,000	20,000円	20円
工場用	30	600円	25円
臨時用	10	300円	30円

税法が変りました

四月から所得税が安くなりました。

①基礎控除――一万七千五百円に（去年より一万円の引上げ）
②配偶者控除――一万八千八百円（去年より五千五十円の引上）
③扶養控除――十三才と十四才は四万六千三百円（去年より一万二千五百五十円の引上げ）十三才未満は二万八千八百円（去年より五千五十円の引上げ）十五才以上はこれまでどおり五万円
④事業専従者控除――青色申告の場合二十才以上は、十四万三千八百円（去年より二万五十円の引上げ）二十才未満は十二万三千八百円（去年より二万五十円の引上げ）また、白色申告では十五才以上八万六千三百円（去年より一万二千五百五十円の引上）
⑤給与所得控除――限度額が十三万五千円（去年より一万五千円の引上げ）になりました。
⑥給与所得控除――限度額が十三万五千円（去年より一万五千円の引上げ）になりました。

サラリーマンは、必要経費が認められていないかわりに「給与所得控除」があります。その計算は給与額からまず一万七千五百円を差し引き、残りの四十万円までは一パーセント、四十万円をこえ七十万円までは十パーセント、七十万円をこえ八十万円までは七・五パーセントが差し引かれます。また、給与額が八十一万七千五百円をこえる人は一律十三万五千円が控除されることになりました。

役場庁舎建設本決り
三千六百万円で既に着工

前にお知らせしたように、本年五月八日村議会の議決を得て役場庁舎の建築のことは本ぎまりに決定をしたので、村長はさらに設計者選択について議会にはかった上中学校屋内体育館を設計した草加市の大川一級建築士に設計を依頼し、つぎに掲げるような設計のもとに、指名競争入札を九月十八日役場において行ない、六社の入札のうち最低入札をした熊谷市石原の株式会社江田組と三千六百八十万円で、契約することになりました。役場庁舎を村中央部に建築して村民のために円滑な村政を行なわなければならないということは合併のとき確固たる条件として定められ、その後、約十カ年になろうとする今日まで毎年事あるごとに話し出され、要望されてきたことで、ぜひ一日も早く庁舎建築をとの気持は、村民の大部分のかたがたが願ってきたことで、江南村の表徴として恥ずかしくない建物を建てなければなりません。つぎに庁舎の構造広さなどについてお知らせします。

一、構造　鉄筋コンクリート
二、規模　二階建　一部三階建
三、庁舎面積延八六二・三平方米（二六一・四坪）
四、附属建物　一六六・五平方米（五〇・三六坪）

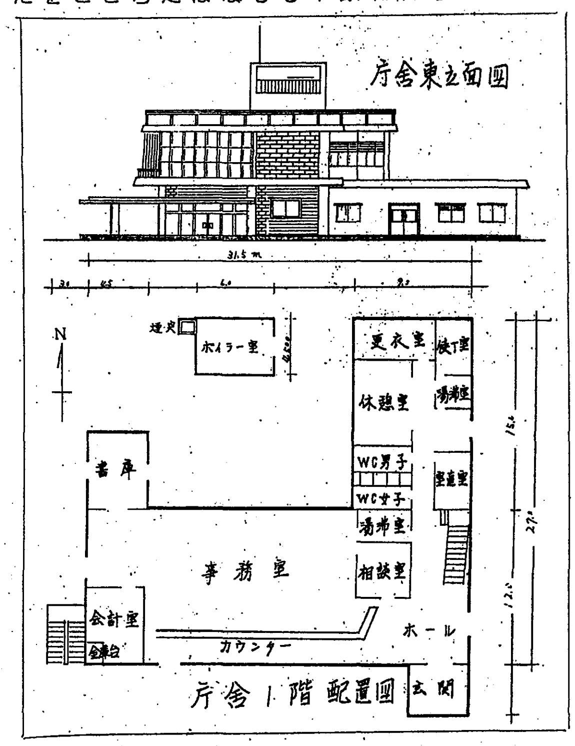

こんな子どもを
どう導くか
（3）

わがままっ子

「こんなべんとうをもっていけるか」「こんなケチケチする家になんかいてやるもんか」など、これという理由がないのに、反抗とも、ねだりともつかないことをやって手をやかせる子どもがいます

その原因は二つあります。その一つは、愛情が不足しているときです。なんとか親を困らせれば、親がかまってくれる。ふりむいてくれるだろうということで、しかられるのを承知で、ダダをこねる場合がそれです。兄弟の間に、愛情の注ぎかたにかたよりがあるときにおきます。

その二は、小さいときから甘やかしすぎ、保護しすぎからおきている場合です。それをつぎにのべましょう。

第一に、子どもがダダをこねると、結局は、それに屈服してしまうかわいがりかたで、これでは、子どもは味をしめ、むり難題をふきかけるくせがつくのは当然です

第二に、ダダをこねるまでもなく、親がどれいのようになって、子どもに奉仕するやりかたで、子どもは、いつでも自分が中心であると考え、まわりのものは、自分のために働いていると思うようになり、たまたま無関心でいられると、ひどく不満を感じたり、不安になって、まわりのものを大さわぎさせたがります。

第三に、子どものほしがりそうなものを、さきまわりして買ってきて準備し、待ちうけてやる可愛がりかたで、そうすると子どもは人生の安全航路しか知らない人間となり、障害にあうと、どうしたらいいかわからない子になってしまうのです。そして親に責任をおいかぶせるわがままさで問題をかたづけてしまうことになるのです。

子どもが泣いてねだっても、親はビックリしたり、おろおろしてはいけません。泣けば願いがかなえられる、という習慣をつければ、必ずわがまま子が育ちます。

偏食の子

偏食は、胃病などがあるときは別ですがそのほかでは、わがままが許され、なんでも食べられる環境のなかでの、一種のぜいたく病です。

このままでいくと発育の障害になります。これをなおすには、子どもにおもねらずに、お母さんの考えたこんだてをだします。それも一定の量だけをお皿にもりつけるのです。きらいなものを食べなくても、けっしてかわりの食べものをだしません。無理に食べさせようとしないことです。いっさいのお菓子やそのほかのおやつ類はそれから一か月間位停止します。

「栄養失調になりはせぬか」「子どもだからかわいそうだ」など年よりのいる家庭では、できにくく、そっとヤミ物資を流しているおばあさんも出現するおそれがありますが、年よりにも子どもの将来のことを話し納得してもらって実行することです。

「納税強調運動月間」
十一月一日〜三十日

昭和二十九年に地方税法が改正されて以来、納税については日ごろ組合長さんを中心に皆さんの絶大なご協力をいただいておりますが、このたび村では県と一体となって十一月一日から三十日までの一カ月間を納税強調運動月間とし、納税思想の高揚をはかることになりました。

幸い、本村では納税組合ができてからは、ほとんど滞納者はなくなりましたがそれでも組合結成以前の額と合わせると、本年十月現在で

村県民税　六九七、八九一円
固定資産一、六二八、八四九円
自転車荷車税一九九、五一〇円
軽自動車税　八一、五五〇円
保険税　一、七七五、〇八〇円
一部負担　八六六、七七三円
合計　五、二四九、六二〇円

という多額の滞納金が残されております。

どうかこの運動を機会に一日も早く滞納をなくし、わたくしたちみんなのために役立たせたいものです。

なお、運動期間中に、小中学生の納税絵画作品の懸賞募集を行ない、また全世帯に記念品を贈ることになっておりますので この運動をさらにもりあげるため皆さんの深いご理解とご協力をお願いいたします。

滞納失業保険料は
いますぐ納めましょう

埼玉県失業保険課では、十月一日から十二月二十日まで、失業保険滞納整理強化期間とし、滞納失業保険料を強力に整理することになりました。

県下約九千四百の失業保険適用事業所のかたがたには、失業保険料の納入について常に積極的に、ご協力をいただき収納成績も漸次向上いたしておりますが、尚一部事業主のかたがたの協力が得られなかったため滞納保険料が逐年累積して、八月末現在五千百八十一万円に達しておりますので、これら滞納のある事業所のかたがたには、さっそく、もよりの日本銀行歳入代理店、郵便局、もしくは、県の失業保険課に納入してください。

○失業保険料を完納しましょう
○失業保険料は申告納入を
○失業保険事務は事務組合に委託しよう

埼玉県失業保険課
熊谷公共職業安定所

戦没者に
勲章勲記

第二次世界大戦中に戦没されたかたがたに、勲章勲記の伝達が行なわれることになり、十月二十六日村長から遺族に対して伝達されました。

本村では、つぎのかたがたです

旭七（兵長）中山善治
旭八（伍長）小松原栄一
旭八（兵長）福島喜良
旭八（軍属）関口才助
旭八（上等兵）鈴木竹三

割引制度もある
国民年金の保険料

国民年金の保険料は、毎月、国民年金手帳に国民年金印紙（三十四才まで毎月百円の印紙、三十五才以上毎月百五十円の印紙）をはって検認をうけることにより納付することを原則としています。

しかし、国民年金の被保険者のなかには毎月定時に収入のないというものも少なくなく、年一回定時に収入のある農家や毎月保険料を納付することが面倒であるという自営業者などの被保険者の利便をはかるため、将来の一定期間の保険料をまとめて納付する前納制度が設けられています。

この保険料の前納は、印紙によっても現金によっても行うことができますが、印紙による場合は、国民年金手帳の印紙貼付の余白のある期間までの前納が認められ、現金による場合は十年以内の年単位と六十才までの全期間の前納が認められている。

全納すると年利五分五厘の複利計算による割引がおこなわれることになっています。たとえば一年前納の場合は、三十四才未満のかたは毎月百円の印紙により千二百円、三十五才以上のかたは毎月百五十円の印紙により千八百円納めなければなりませんが、それぞれ千百七十円の印紙または千七百六十円の割引かれた印紙一枚の貼付によって納付することができます

毎月、印紙を国民年金手帳に貼って検認をうけることが面倒な人や、農作物の収穫により時期的にまとまった収入のある農家の場合など、一年間を前納する方法が納付方法の手続きのわずらわしさを省き、かつ、割引きの特典もうけられるということから、この前納制度を大いに活用していただきたいものです。

◎共同募金◎
目標額を上回る

共同募金は募金目標額十一万三千七百円に対し十二万四千六百余円という優秀な実績を収めることができました。これ、ひとえに村民の皆さんのあたたかいお気持から進んでご協力くださいました芳情と、関係者のかたがたのなみならぬご奉仕のたまものと深く感謝申し上げます。

共同募金字別募金結果

成沢	一四、〇四〇円
三本	九、七〇〇円
上新田	四、五一〇円
上押切	七、四五〇円
下押切	五、六〇〇円
樋春北	八、三〇〇円
樋春南	四、五一〇円
御正新田	一四、一八四円
須賀広	四、九二〇円
野原	六、三五〇円
小江川	一四、五四四円
塩	四、四五〇円
板井	九、一〇〇円
柴	一、四三四円
千代	三、四〇〇円
試験場	一、八〇〇円
療養所	四〇〇円
合計	一二四、六九一円

納税のお知らせ

11月固定資産税第4期分
12月村民税　第4期分
保険税　第4期分

話しあい夏期学校に出席して

小江川区長　野口理一

九月九日より三日間、秩父長瀞青年の家で開かれた埼玉県選管、県教委、公明選挙推進連盟、市町村選管主催による話しあい夏期学校に出席しましたので、そのあらましと私の見解を述べ、みなさんのご参考となりましたら幸いです

主催者の関係もあったり、また従来から話しあい活動によって、公明選挙を推進してきましたので おもに公明選挙が話しあいのテーマでしたが、公明選挙をテーマとしては出席がおちる、これは寄居町の例でありますが、公明選挙を話してはだめだと、話しあいはどこまでも身近かな問題から出発して、たとえば道路を改修したい、それはよい政治からである、として政治教育をする。

よい政治は、よい代表者、よい政治家から行なわれる。よい政治家は公明選挙でなければならないこれは、寄居町の主張でありました。

また、第三分科会などは、公明選挙も従来とちがって、もっとハッキリ打出すべきである。これは大滝村でありました。

よろこんで出席できるムードを

話しあいは、すべての人の集りで、すべての人の意見が発表されて各自の意見を述べ、人の話を聞き、自身の考えが誤っているか否か、人の話が正しいか否か、どうしてそれを解決して行くかにあります。したがって出席率の悪い話しあいは意味をなさない。出席をよくするためみんなによろこんで出席の出来るムードをつくる、その組織・企画と計画を立てなければならない。それには指導者が必要である。ここで指導者ということは、人に教えるとか号令をかける指導者ではない。助言者といっているとおり、話の行きづまりを打開する助け舟を出す人である。学識経験者とか、あまり偉い人物よりも、話術のじょうずな常識の豊富な人でありたい。みんな楽しく明るい場所で、なごやかなムードをつくることのできる人がのぞましい。さらに、どの話しあいの場所にも司会者がなくてはならない。司会者はどなたでもそのグループで決める。いうまでもなく、進行係であり、人の発言を促し話をまとめてゆかなければなりません。もう一人記録係を決めて、前回はどうであったか、次回はどうするか、といっさいのことを記録しておかなければならない。

話しあいでゆたかなくらしを

わたくしが今度夏季学校に出席したのは、小江川地区が話しあいのモデル地区として村より指定され わたくしが区長であるために、小江川の話しあいが他の字の参考になり、話しあいによって字のみなさんがためになったり、更に村中のかたがたがすこしでも生活がゆたかにできたらとの念願からであります。

小江川では指定を受けてから五回ほど開き、その結果については村の公報でお知らせしたとおりでありますが、なんとしても農繁期中は出席が悪い、第一場所がないお寺や社務所は遠いため不便である。個人の家庭では迷惑が多い。費用が無いから開けない（秩父郡荒川村）光熱費とか茶菓代は出席率にも関係する。幸い小江川は、モデル地区であるため、席料、茶菓代は補助があり区費からも多少のこともできるように改善してゆきたいと考えております。

話しあいには一定のルールが

モデル地区が終っても、更に、いっそう話しあいは自主的に、いつどこでも、たとえば道普請の場所、堀普請の場所でも、そのグループによってわずかな時間でも利用されるようにならなければならない。

話しあいは、おしゃべりではない。おしゃべりは目的がない。話しあいには目的がある。話しあいには一定のルールがある。反対であっても人と妥協ができなければならない。どなたも平等に発言されなければならない。ここにいう平等とは発言に要する時間の平等であり、一人で時間をとってしまわないことをいうのであります。

時間を厳守しなければならない開会、閉会を予定どおり進行して各自それに協力しなければならない。しかしながら、司会者は時間ばかり尊重して、イライラしてはならない。人の発言をおさえたり横取りしたりしてはならない。

よく傾聴して人の話にちょう笑的にならないように各自注意すべきである。もちろん、各自こんな話をして笑われてはと劣等感は禁物であります。

さらに、第二分科会では、市町村への希望として、各市町村とも組織・企画がふじゅうぶんであり今後、選管、社教委、公民館等々協力して育成に努力しなければならない。もちろん、経費なども予算化して補助すべきであるとの意見でした。